

議第85号

京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市市街地景観整備条例及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

(京都市市街地景観整備条例の一部改正)

第 1 条 京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

第23条各号列記以外の部分中「第16条第 7 項第11号」を「第16条第 8 項第12号」に改める。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正)

第 2 条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「景観整備機構（以下「機構」）を「景観整備推進法人（以下「推進法人」）に改める。

第 4 条第 6 項並びに第 5 条第 1 項前段及び第 3 項後段中「機構」を「推進法人」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

景観法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。